# 院内感染防止対策に関する取組事項

## 1. 院内感染対策に係る基本的な考え方

当院における微生物による感染を積極的に防止し、院内の衛生管理の万全を期すことを 目的とする

# 2. 院内感染に係る組織体制、業務内容について

- ・院内感染対策を推進する目的で、次の職員の構成による院内感染対策委員会を置く。 院長 医師 薬局長 看護部長 師長 管理栄養士 検査技師 放射線技師 理学療法士 事務長
- ・委員会は毎月1回、第3金曜日に開催する。また必要に応じ随時開催する。
- ・委員会の所掌事項は次の通りとする。
- ① 感染防止のための調査
- ② 感染防止のための対策と職員に対する指示事項の検討
- ③ 感染防止対策上必要な情報の伝達、教育研修に関すること
- ④ その他、感染防止対策上必要な事項
- ・感染制御チームを置く

医師 看護師 薬剤師 臨床検査技師

- ・感染制御チームによるラウンド
- ① 1回/週程度実施:院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行い巡回に関する記録に残す
- ② 院内感染の増加が確認された場合には、ラウンドの所見を基に改善策を講じる
- ③ マニュアルを遵守していることを巡回時に確認する

# 3. 抗菌薬適正使用のための方策

- ・感染制御チームは微生物学的検査を適宜利用し、抗菌薬の適正使用を推進する
- ・適切に抗 MRSA 薬及び広域抗菌薬等が使用されているか確認する

#### 4. 他の医療機関等との連携体制

- ・感染対策向上加算1を算定する広島総合病院とのカンファレンス等により助言を受ける
- ・院内の抗菌薬の適性使用について連携する広島総合病院から助言を受けること
- ・広島総合病院が主催するカンファレンスに年4回程度参加する
- ・広島総合病院が主催する新興感染症発生等を想定した訓練については、年1回以上参加する

